

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

関東千葉国民年金 事案 4511

第1 委員会の結論

申立人は、昭和43年5月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から44年12月まで

私は年金の裁定請求を行ったところ、年金事務所から、申立期間について、国民年金の保険料納付済期間となっているが、脱退手当金支給済みの厚生年金保険被保険者期間と重複するため、国民年金の被保険者期間とは認められないので、納付済みの国民年金保険料を還付するとの通知を受けた。納付してから40年以上もたった今になって保険料を還付するというのは納付できないので、申立期間を国民年金の保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、当初、国民年金の強制加入被保険者期間として記録され、国民年金保険料は納付済みとされていたところ、平成25年7月31日に申立人の基礎年金番号の記録に昭和42年4月から44年12月までの厚生年金保険の記録が統合されたことにより、当該申立期間は、国民年金の被保険者期間と厚生年金保険の被保険者期間との重複期間であることが判明したことから、申立期間の国民年金保険料は平成25年8月2日に年金事務所において還付決定されている。

しかしながら、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険被保険者でなかったものとみなされる期間であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し、これが40年以上国庫歳入金として扱われていたことなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給権は尊重されるに値すべきものと考えられ、制度上、国民年金の被保険者と成り得ないことを理由として、申立期間の保険料を還付し、納付を認めないことは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①及び②ともに20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（平成18年7月14日の賞与については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成18年7月14日

私がA社に勤務した期間のうち、平成15年7月10日に支給された標準賞与額の記録が無い。また、18年7月14日に支給された賞与については、支給額と標準賞与額の記録に相違があることに納得できない。申立期間に係る賞与支払明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与支払明細書及びA社から提出された回答書により、申立人は、申立期間①及び②において、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る申立期間の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を139万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 8 日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月に係る賞与一覧表及び申立期間当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、同年6月8日に139万7,000円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、A社B支店における申立期間の標準賞与額に係る記録を136万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年6月8日

私のA社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成18年6月に係る賞与一覧表及び申立期間当時の社会保険担当役員の回答により、申立人は、同年6月8日に136万円の賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の役員は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は2万円、申立期間②は8万円、申立期間③は17万5,000円、申立期間④は14万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年8月1日
② 平成20年12月25日
③ 平成21年7月27日
④ 平成22年1月7日

私は、申立期間①から④までにおいて、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録に反映されていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間①は2万円、申立期間②は8万円、申立期間③は17万5,000円、申立期間④は14万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主と連絡が取れないため確認することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は5万円、申立期間②は17万円、申立期間③は17万5,000円、申立期間④は14万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 8 月 1 日
② 平成 20 年 12 月 25 日
③ 平成 21 年 7 月 27 日
④ 平成 22 年 1 月 7 日

私は、申立期間①から④までにおいて、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録に反映されていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間①は5万円、申立期間②は17万円、申立期間③は17万5,000円、申立期間④は14万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主と連絡が取れないため確認することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所（現在は、B社）における標準賞与額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月10日

私は、A事業所に勤務していたときの厚生年金保険の標準賞与額の記録について確認してほしいと年金事務所から連絡をもらった。申立期間に賞与を支給された記憶があるので調査して訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主は、「申立人の平成15年12月の賞与は、1か月分の給与と同じ金額で、厚生年金保険料を控除したと思う。」と供述している。

また、申立人に係るC市の平成16年度市民税・県民税課税台帳（平成15年所得分）に記載されている社会保険料額は、オンライン記録に記録されている厚生年金保険の標準報酬月額及び15年7月の標準賞与額から試算した社会保険料額に、申立人の主張する賞与の標準賞与額（26万円）から試算される厚生年金保険料を加算した額と、おおむね一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の課税台帳により推認できる保険料控除額から26万円にすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までについて、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は6万円、申立期間②は10万円、申立期間③は18万2,000円、申立期間④は18万7,000円、申立期間⑤は14万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月6日
② 平成20年8月1日
③ 平成20年12月25日
④ 平成21年7月27日
⑤ 平成22年1月7日

私は、申立期間①から⑤までにおいて、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、年金記録に反映されていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間①は6万円、申立期間②は10万円、申立期間③は18万2,000円、申立期間④は18万7,000円、申立期間⑤は14万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主と連絡が取れないため確認することができず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は、平成6年11月14日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月11日から同年11月14日まで

私は、A社に昭和56年4月から平成21年9月まで継続して勤務していたにもかかわらず、6年11月11日から同月14日までの年金記録が欠落しているのは納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D健康保険組合の資格証明書及びD企業年金基金から提出されたE厚生年金基金（当時）の加入記録から、申立人は、申立期間にA社で継続して勤務（A社C支店から同社本店本部に異動）していたことが確認できる。

なお、異動日については、B社は、人事記録から申立人の申立期間における所属はA社C支店であったと回答していることから、平成6年11月14日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人の同社C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成6年11月14日と認められる。

関東千葉国民年金 事案 4512 (事案 4469 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月までの期間、平成 3 年 9 月から 5 年 3 月までの期間、7 年 4 月から 8 年 3 月までの期間及び 13 年 4 月から 14 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 11 月から 63 年 3 月まで
② 平成 3 年 9 月から 5 年 3 月まで
③ 平成 7 年 4 月から 8 年 3 月まで
④ 平成 13 年 4 月から 14 年 3 月まで

前回、記録の訂正が認められなかったが、私は、平成 8 年 5 月 24 日に年金手帳の再交付を受けており、年金に対する意識は高いので、何度も国民年金保険料の免除申請手続を忘れるとは考えにくく、申立期間の保険料免除申請は全て行っている。また、当時の夫とは、年金の手続を別々に行っていたので、よく調べて記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、「毎年、国民年金保険料の全額免除の申請手続を行っていた。」と主張しているところ、i) オンライン記録において、申立期間以外については、全額免除の記録が確認できるものの、申立期間においては、保険料の免除申請が行われた記録は確認できないこと、ii) 申立期間③当時に申立人が居住していたA市の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立期間①、②及び③を含む昭和 62 年 11 月から平成 9 年 3 月までの国民年金保険料納付済月数及び全額免除月数が、オンライン記録と一致し、当該被保険者名簿に不自然さは見当たらないこと、iii) 申立期間③は、申立人の元夫も 8 年 3 月までは未納、同年 4 月から全額免除と記録され、申立人の記録と一致すること、iv) 申立期間④は、9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書の作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記

録誤り等が生じる可能性は少ないものと考えられること、v) 申立人が申立期間において保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、25年4月3日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の免除申請手続を間違いなく行ったので、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行い、新たに見付かったとする平成8年5月24日付け再交付の年金手帳を提出しているが、当該年金手帳からは、申立人の申立期間の保険料が免除されていたと推認することは困難である。

また、申立期間①及び③当時の夫とは、年金の手続を別々に行っていたと主張しているが、オンライン記録から、申立期間①後の昭和63年度、平成元年度及び2年度の免除申請を当時の夫と同一日に行っており、その前年度の一部である申立期間①は二人とも未納であること、申立期間③後の8年度及び9年度の免除申請を当時の夫と同一日に行っており、その前年度である申立期間③は二人とも未納であることが確認でき、免除申請手続を別々に行っていたとまでは言えず、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

関東千葉国民年金 事案 4513（事案 2171 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年9月まで

私は、昭和36年4月*日に結婚し、そのときから夫や義父母とA市に同居しており、私の国民年金についても、義母がA市への住所変更手続と申立期間の保険料納付を行ってくれた。申立期間の国民年金保険料が夫は納付済みとなっているのに、私は未納となっているのは納得できず、同居していたことを示す申立期間当時の写真や母子手帳を提出するので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、結婚前の昭和35年12月に実家のあるB町（現在は、C市）で国民年金手帳記号番号の払出しを受けた後、36年4月に結婚してA市へ転居しているところ、B町で払い出された手帳記号番号に係る特殊台帳の住所変更欄には、A市への住所変更の記録が無く、B町から39年4月1日にD市へ住所変更し、住所変更に伴うB町管轄のE社会保険事務所（当時）からF社会保険事務所（当時）への台帳の移管年月日は53年9月22日と記載されている上、申立人は46年9月頃にD市において別の手帳記号番号の払出しを受けて国民年金に任意加入していることを踏まえると、申立期間において居住していたA市では国民年金の手続が行われていないものと推認されること、ii) 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会（当時）の決定に基づき、平成22年3月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和36年4月*日に結婚式を挙げ、そのときからA市において夫及び義父母と同居していたので、義母が申立人の国民年金の

住所変更手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたはずであると主張し、同居の事実を示す資料として、申立期間当時の写真、結婚式当日の写真及び入籍日である同年 11 月 * 日交付の母子手帳を提出しているが、それらの資料からは、申立期間において、申立人が夫及び義父母と同居していたことは推認できるものの、当時申立人の国民年金の住所変更手続が A 市において行われ、申立期間の保険料を納付したことまではうかがえない。

また、A 市の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の夫及び義母の国民年金手帳記号番号は結婚式後の昭和 36 年 5 月 4 日に連番で、義父の手帳記号番号は遅れて 38 年 11 月 4 日にそれぞれ払い出されていることが確認できるところ、当該払出簿には申立人の氏名が見当たらない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果からも、A 市で申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、国民年金の住所変更手続及び申立期間に係る保険料の納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする義母は既に他界していることから、保険料の納付状況について確認することができない。

そのほか、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更する新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5258 (事案 4053 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 29 日から 41 年 2 月 16 日まで
私は、昭和 38 年 4 月 1 日に A 社 (現在は、B 社) に就職し、41 年 2 月 15 日まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が欠落しており納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の申立てについては、B 社に係る在職証明書により、申立人が昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 2 月 15 日まで勤務していたことは確認できるが、i) 同社は、「申立人は、申立期間において、短時間労働者として勤めていたと思われる。」と回答していること、ii) 申立人は、「初めはレストランのウェイトレスをしていて、途中から本社で弁当を作ったり、牛乳を販売したりしていた。」と供述していることから、申立人の雇用形態に変更があったことがうかがえること、iii) 申立人が記憶している双子の姉妹の元同僚は所在が不明のため、当時の状況を聞くことができないことなどから、厚生年金保険料の控除が推認できないとして、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会 (当時) の決定に基づき、平成 23 年 10 月 12 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「新たな資料及び事情は何も無いが、事業主の証言のみを一方向的に信用している判断理由が納得できない。」として、再申立てを行っている。

しかし、申立人は、申立人と同一日に A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得している 18 人のうち、前記の双子の姉妹の元同僚以外は記憶していないため、申立期間に勤務が確認できる別の複数の元同僚から当時の厚

生年金保険の適用状況について供述を得たが、申立人が申立期間において、正社員として勤務していたことは確認できない。

また、複数の元同僚は、「社員は、決まった部署でずっと仕事をする人しかいなかった。」、「社員として入社するときに、ここを担当してくれといわれてそのまま同じだった。」、「社員は入社直後の見習のときはいろいろな仕事をしたが、その後は決まった仕事だった。」と述べているところ、申立人は、申立期間当時の勤務形態について、「毎日、ローテーションで、どちらに行くか指示を受けていた。その日によってあちこち回っていた。その日ごとにお手伝いという形だった。」と供述している。

さらに、申立人の雇用保険の加入状況について、C公共職業安定所は、「昭和40年3月30日以前の離職のため、記録を確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。